

夏目漱石

文芸委員は何をするか

文芸委員は何をするか

上

政府が官選文芸委員の名を発表するの日は近きにあると伝えられている。何人なんびとが進んでその囑に応ずるかは余の知るかぎりでない。余はたゞ文壇のために一言して諸君子の一考を煩わしたいと思うだけである。

政府はある意味において国家を代表している。少くすくなとも国家を代表するかのごとき顔をして万事を振舞うに

足るくらいの権力家である。今政府の新設せんとする文芸院は、この点においてまさしく国家的機関である。したがって文芸院の内容を構成する委員等は、普通文士の格を離れて、突然国家を代表すべき文芸家とならなければならぬ。しかも自家に固有なる作物さくぶつと評論と見識との齎もたらした価値によつて、国家を代表するのではない。実行上の権力において自己よりはるかに偉大なる政府と
いうものを背景に控えたお蔭かげで、たちまち魚が竜となるのである。自ら任ずる文芸家および文学者諸君にとって
は、さだめて大いなる苦痛であらうと思われる。

諸君がもし、国家のためだから、この苦痛を甘んじても遣やると言われるなら、まことに敬服である。その代りどこが国家のためだから、明あきらかに諸君の立脚地を吾等われらに誨おしえられる義務が出てくるだろうと考える。

政府が国家的事業の一端として、保護奨励を文芸のうえに与えんとするのは、文明の当局者としてもとより当然の考えである。けれども一文芸院を設けて優にその目的が達せられるように思うならば、あたかも果樹の栽培者が、肝心かんじんの土壌を問題外に閑却しながら、自分の気に入った枝だけに袋を被かぶせて大事を懸かける小刀細工と一般

である。文芸の発達は、その発達の対象として、文芸を歓迎し得る程度の社会の存在を仮定しなければならぬのはむろんのこと、その程度の社会を造りだすことが、すなわち文芸を保護奨励しようという政府の第一目的でなければならぬこともまた知れ切った話である。そうしてそれは根の深い国民教育の結果として、はじめに一般世間の表面に浮遊してくるよりほかに途みちのないものである。すでに根本がここで極きまりさえすれば、他の設備はほとんど装飾にすぎない。（その弊害を勘定に入れないう時ですら）。余は政府が文芸保護の最急政策として、

何ゆえにまず学校教育の遠き源から手を下さなかつたかを怪あやしむのである。それほど大仕掛の手續を厭いとうくらいなら、ついでに文芸院を建てる手續をも厭いとつたほうが経済であると考ええる。国家を代表するかの觀を装むかう文芸委員なるものは、その性質上直接社会に向むかつて、以上のよくな大勢力を振舞ふるまいかねる団体だからである。

もし文芸院がより多く卑近なる目的をもつて、文芸の産出家に対して、個々別々の便宜を、その作物上さくぶつの評価に応じて、零細にかつ随時に与えようとするならば、余はその効果の比較的少きに反して、その弊害の思ったよ

りも大いなることを断言するに憚はばからぬものである。

我々はみずから相応に鑑賞力のある文士と自任して、常住他の作物に対して、自己の正当と信おおよずる評価を公けにして憚らないのみか、芸術上において相互発展進歩の余地はこれよりほかにないとまで考えている。けれども我々の批判はあくまでも我々一家の批判である。もしそれが一家の批判を超越する場合には、批判その物の性質として普遍ならざるべからざる権威を内にそなえているがためで、いわば相手と熟議の結果から得た自然の勢力にすぎない。我々の背後にはたゞ他より優秀なる鑑賞

力と、他より超越せる判断力があるのみで、単にこれのためにわが言辞にそれ相応の權威を生ずるのである。

この權威を最後最上の權威であれかしと冀^{ねが}うのは、我々の欲望であつて、一般に通ずる事實ではない。これを事實にしてくれるものは、相手と公平なる二者である。いやしくも二者の許諾を得ざるものは、どこまでも一家の批判にすぎない。それが当然である。しかるに一家の批判をもつて任ずべき文芸家もしくは文学家が、國家を代表する政府の威信の下に、^{もと}突如として國家を代表する文芸家と化するの結果として、天下をして彼等の批判こ

そ最終最上の権威あるものとの誤解を抱か^{いだ}しむるのは、その起因するところが文芸そのものとなんらの交渉なき政府の威力に本^{もと}づくだけに、なおさらの悪影響を一般社会——ことに文芸に志ざす青年——に与うるものである。これを文芸の墮落というのは通じる。保護というに至ってはその意味を知るに苦しまざるを得ない。

中

一家の批判を、一家として最後最上の批判と信ずるの

に、何人なんびとも喙くちばしを容いれようがない。けれどもそれをして比較的普遍ならしめんがため、——それを世間に通用する事実と変化せしめんがために、文芸の鑑賞に縁もゆかりもない政府の力を藉かりるのは卑怯ひきようの振舞ふるまいである。自己の所信を客観化して公衆にしか認めしむべき根拠を有せざる時においてすら、彼等らは自由に天下を欺あざむくの權利をあらかじめ占アッシューム有するからである。

弊害はこればかりではない。すでに文芸委員が政府の威力を背景に置いて、個人的ならざるべからざる文芸上の批判を国家的に膨脹して、自己の勢力を張るの具とな

すならば、政府はまた文芸委員を文芸に関する最終の審判者のごとく見立てて、この機関を通して、もつとも不愉快なる方法によつて、健全なる文芸の発達を計るとの漠然たる美名の下に、行政上に都合よき作物のみを奨励して、その他を圧迫するは見やすき道理である。公平なる文芸の鑑賞家は自己のいわゆる健全と政府のいわゆる健全と一致せざる多くの場合において、文芸院の設立を迷惑に思うだろう。

これ等の弊害を別にしても、文芸院の建設は依然として文芸の発達上効力がある、すなわちある種類の好い作

物は出るに違ないと主張する人があるかもしれない。余はそういう人に向つて、たとい日本に文芸院がなくつても好い作物は出るのだと言いたい。かつて文部省の展覧会の審査員の某氏に会つた時、日本の絵画も近ごろはだ**いぶ**上手じょうずになりましたと言つたら、その人は文部省の展覧会ができてからたいへん好くなりましたと答えた。日本の絵画の年々進歩するのは争うべからざる事実ではあるが、その原因を某氏のように一概に文部省の展覧会に帰するのは間違まちがっているように思われる。はたして日本の画家があのからの刺激に挑撥ちようはつされて人工的に向

上したとすれば、彼等は文部省のお蔭かげで腕が上がると同時に、同じく文部省のお蔭で頭が下がったので、一方から言うると気の毒なほど不見識な集合体だと評しなければならぬ。

余が某氏の言に疑を挟さしはさむのは、自分に最も密接の關係のある文壇の近状に徴して、決してさようではあるまいとの自信があるからである。政府は今日までわが文芸に對してなんらの保護を与えていない。むしろ干渉のみを事とした形迹けいせきがある。それにもかゝわらず、わが文学は過去数年の間に著るしい発展をした。余の見るところ

をもつてすると、現今毎月刊行の文学雑誌に載る幾多の小説の大部分は、英国のウインゾーなどに続々現れてくる愚劣な小説よりも、どのくらい芸術的に書き流されていくか分らない^{わか}。すでにこの数年の間にかほど進歩の機運が熟するとしたなら、突然それを阻害する事情の起らないかぎりには、文芸院などという不自然な機関の助けを藉りてむりに温室へ入れなくても、野生のまゝで放^{ほう}つておけば、この先順当に発展するだけである。我々文士から言っても、好^いい加減^{かげん}な選り好み^かをされたうえに、生中^{なまなか}もやし扱いにされるのは難有^{ありがた}いものではない。

現代の文士が述作のうえにおいて要求するところのものは、国家を代表する文芸委員諸君の注意や批判や評価だと思ふのは、政府の己惚うぬぼれである。それ等は皆各自めいめいに有もっているはずである。疑わしいときは、個人としての先輩やら朋友ほづゆうやら、信用のある外国人の著わした書物やらに聴きいて、自分の考えを纏まとめればたくさんである。現代の文士が述作のうえにおいて最も要求するところのものはそれ等ではない。金である。比較的容易なる生活である。彼等は見苦しいほど金に困っている。いわゆる文壇の不振とは、文壇に提供せられたる作物の不振ではない。

作物を買ってやる財囊さいのうの不振である。文士から言えば米櫃こめびつの不振である。新設されべき文芸院がはたしてこの不振の救済を急務として適當の仕事を遣やりだすならば、よし永久の必要はなしとしたところで、刻下の困難を救う一時の方便上、文壇に縁の深い我々は折れ合つてむりにも賛成の意を表したいが、どうしてそれを仕しおおせるかの実行問題になると、余には全然見込みこみが立たないのである。

下

近時のわが文壇はほとんど小説の文壇である。脚本と批評はこれに次ぐべき重要な因ファクター数に相違ないが、分量からいっても、一般の注意を惹く点からいっても、ついに小説には及ばない。その小説について、斯道しどうに関係ある我々の見逃みのがしあたわざる特殊の現象が毎月刊行の雑誌のうえに著いちじるしく現あらわれてきた。それは全体の小説が芸術的作品として、ある水平に達しつゝあるという事実で

ある。またその水平が年々に高くなりつゝあるという事実である。この二つの事実を左右の翼として、論理的に一段の交渉を前方に進めるならば、我々は局外者に向つて興味ある一種の結論を提供することができ。その結論とはこうである。――

わが小説界は偉大なる一二の天才を有する代りに、優劣のしかく懸隔せざる多数の天才（もしくはは人才）の集合努力によつて進歩しつゝある。

この傾向を首肯いつゝ、文芸委員のするとう選抜賞与の実際問題に向うならば、公平にして真に文界の前途

を思うものは、誰しもその事業に伴う危険と困難とを感
ずべきはずである。さまで優劣の階段を設くる必要なき
作品に対して、国家的代表者の權威と自信とをもって、
あえて上下の等級を天下に宣告して憚らざるさえある
に、文明の趨勢すうせいと教化の均霑きんてんとより来る集合団体の努力
を無視して、全部に与うべきはずの報酬を、しいて個人
の頭上に落さんとするは、ほとんど悪意ある取捨と一般
の行為だからである。

好悪は人々の随意である。好悪より生ずる物品金銭の
贈与もまた人々の随意である。英国の王家が月桂詩人げっけいしじんの

称号をスウインバーンに与えないで、オーズチンに年々二三百磅^{ポンド}の恩給を贈るのは、単に王家がこの詩人に対する好悪の表現と見ればそれまでである。けれども国家の与うべき報酬は、一銭一厘たりとも好悪によって支配さるべきではない。必ず優劣によって決せらるべきである。しかもその優劣が判然と公衆の眼に映らなければならぬ。この必要条件を具備しない国家的保護と奨励とはなきに優^{まさ}ると寛^{かん}仮^かするよりも、むしろあるに劣る（もしそういう言葉^{ことば}が意味をなすならば）と非難するほうが当然である。

作物さくぶつの現状と文士の窮状とはすでに上説のごとくであ
つて、こゝに保護のために使用すべき金じやつかんが若干でもあ
るとすれば、それを分配すべき比較的無難な方法はたゞ
一つあるだけである。余は毎月刊行の雑誌に掲載される
すべての小説とは言わないつもりであるが、その大部分、
すなわちある水平以上に達したる作物あてに対してはこの保
護金なり奨励金なりを平等に割り宛て、当分原稿料の不
足を補うようにしたら可よかろうと思う。もとより各人に
割り宛てれば僅わずかなものに違ちがいけれども、一つの短
篇について、三十円ないし五十円くらいな賞与を受ける

ことができたなら、賞与に伴う名誉などはどうでも可いとして、実際の生活上に多少の便宜はあることと信ぜられるからである。こうすれば雑誌の編集者とか購読者とかにはまるで影響を及ぼさずに、たゞ雑誌を飾る作家だけが寛容くつろぐ利益のあることだから、一雑誌に載る小説の数がむやみに殖ふえる気遣きづかいはない。もつとも自分で書いて自分で雑誌を出す道楽な文士は多少増ますかもしれないが、それは実施のうえになって見なければ分らない。

余は以上のごとく根本において文芸院の設置に反対を唱うるものであるが、もし保護金の使用法について、さ

いわいにも文芸委員がこの公平なる手段を講ずるならば、その局部に対しては大いに賛成の意を表するに吝やぶらかならざるつもりである。その他の企画についてもことごとく非難する必要はむろん認めない。けれどもだいたいの筋からいって、すべてこれ等らは政府から独立した文芸組合または作家団というような組織もとの下に案出され、またその組織の下に行政者と協商されべきである。惜おしいかな今の日本の文芸家は、時間からいっても、金銭からいっても、また精神からいっても、同類保存みちの途を講ずる余裕さえ持ち得ぬほどに貧弱なる孤立者またはイゴ

イストの寄合よりあいである。自己の画したる檻内かんだいに咆哮ほうこうして、互に噛み合う術は心得こころえている。一步でも檻外に向つて社会的に同類全体の地位を高めようとは考えていない。互を軽蔑けいべつした文字を恬てんとして六号活字に並べ立てたりなどして、ことさらに自分等が社会から軽蔑されるような地盤を固めつゝ澄まし返すっている有様である。日本の文芸家が作オーソークラフ家倶楽部クラブというほどの単純な組織すらも構成し得ない卑力な徒であることを思えば、政府の計画した文芸院の優に成立するのも無理はないかもしれぬ。

（明治四四・五・一八一—二〇）

日本文学電子図書館

著 者 夏目漱石

制作者 宮澤一郎

底 本 「漱石全集 第8巻」角川書店
昭和42年10月10日5版発行

日本文学電子図書館